主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は、事実誤認又は量刑不当の主張であるから、刑訴四 〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認 められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月二二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	裁判官	斎	藤	悠		輔
ā	裁判官	沢	田	竹	治	郎
ā	裁判官	真	野			毅
į	裁判官	岩	松	Ξ		郎